

# すかがわ統計月報 3年1月発行

須賀川公共職業安定所  
石川地方職業相談室

962-0865 須賀川市妙見121-1 (電話)0248-76-8609  
963-7845 石川郡石川町字高田234-1 (電話)0247-26-2484

## 管内の雇用情勢(令和2年12月内容。パートを含む)

### 求人倍率

■新規求人倍率 1.83倍(対前年同月比0.09ポイント増、対前月比0.25ポイント減)

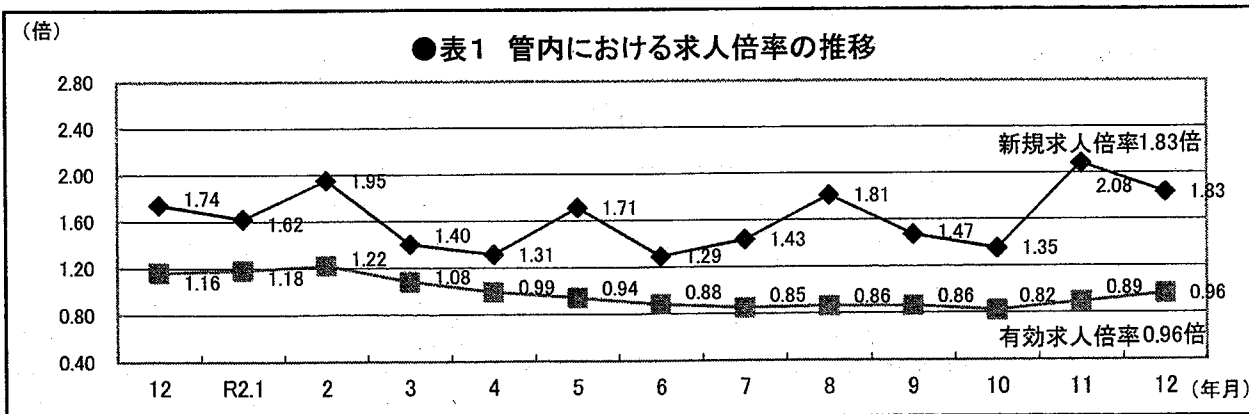
12月の新たな求職申込みは363件、求人申込みは665人分でした。  
これは、1件の求職申込みに対し1.83人分の求人が申込みされたことになります。

※新規求人倍率:新規求人数/新規求職者数  
新規求人倍率は、労働力需給状況の変化の先行的な動きをとらえることができるとされています。

■有効求人倍率 0.96倍(対前年同月比0.20ポイント減、対前月比0.07ポイント増)

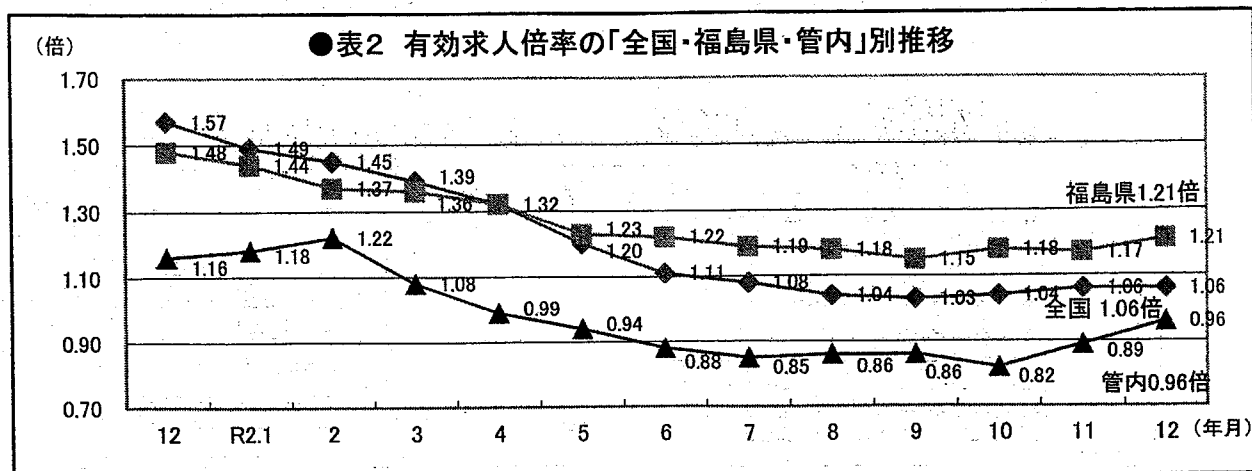
11月から引き続き求職している方と12月に新たに求職申込みした方の合計が1,925人であったのに対し、11月から繰り越された求人と12月に新たに申込みされた求人の合計は1,854人でした。  
これは、1人の求職者に対し0.96人分の求人になります。

※有効求人倍率:有効求人数/有効求職者数  
有効求人倍率は、労働市場の需給状況を示す代表的な指数とされています。

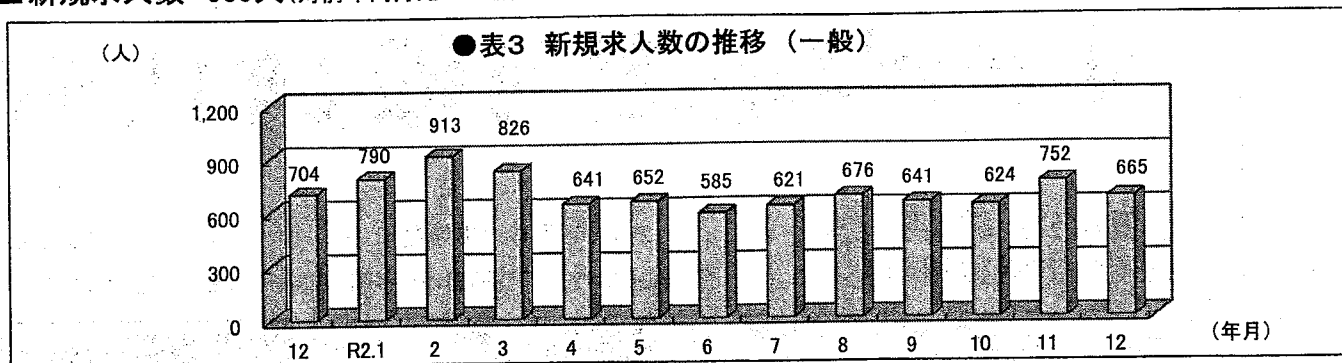


■有効求人倍率 【全 国】1.06倍(対前年同月比0.51ポイント減、対前月比±0)  
【福島県】1.21倍(対前年同月比0.27ポイント減、対前月比0.04ポイント増)  
【管 内】0.96倍(対前年同月比0.20ポイント減、対前月比0.07ポイント増)

※なお、令和元年12月以前の数値は、令和2年1月分公表時に新季節指数により改訂されています。



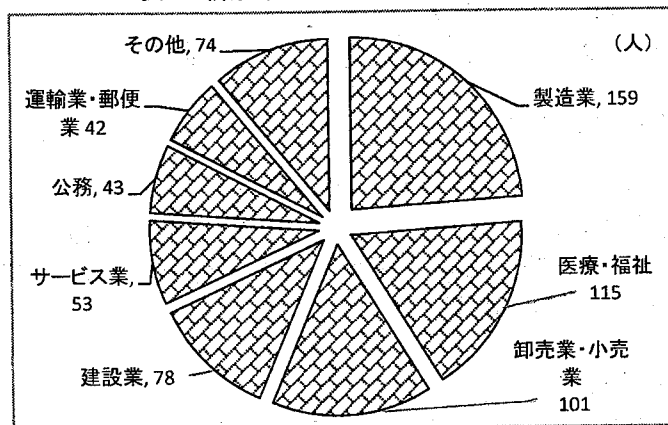
■新規求人数 665人(対前年同月比5.5%減、対前月比11.6%減)(表3)



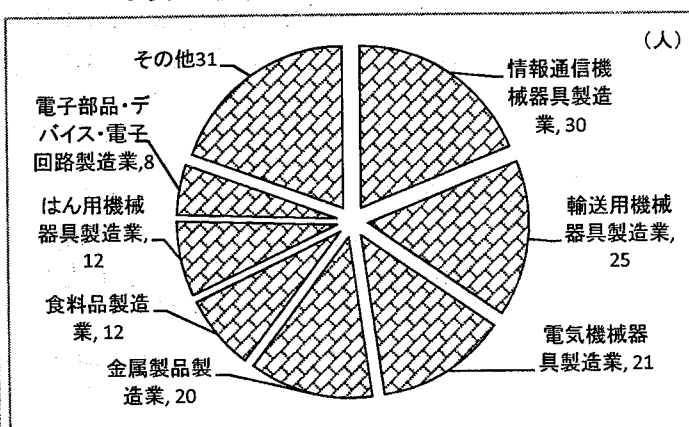
12月の新規求人数を産業別に見ると、製造業が159人と最も多く、全体の23.9%を占めており、次いで医療・福祉、卸売業・小売業、建設業となっています。(表4)

また、製造業求人の内訳は情報通信機械器具製造業が30人と最も多く、製造業全体の18.9%を占めており、次いで、輸送用機械器具製造業、電気機械器具製造業、金属製品製造業となっています。(表5)

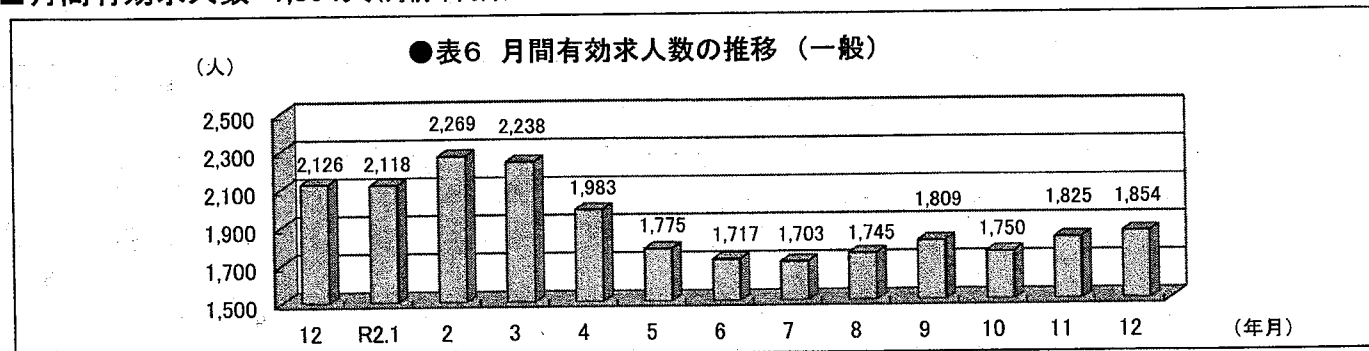
●表4 新規求人数の産業別内訳(12月)



●表5 新規求人数(製造業)内訳(12月)

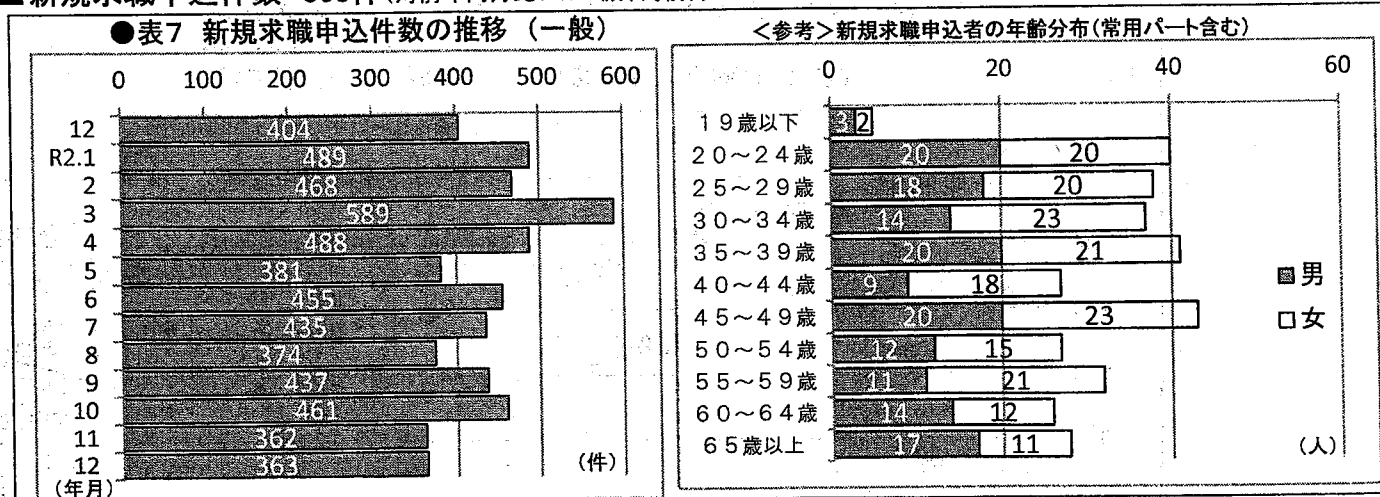


■月間有効求人数 1,854人(対前年同月比12.8%減、対前月比1.6%増)(表6)

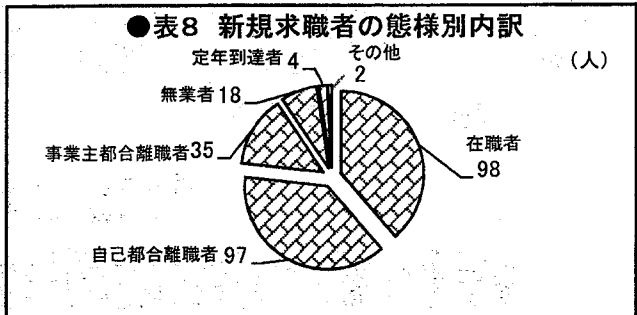


求 職

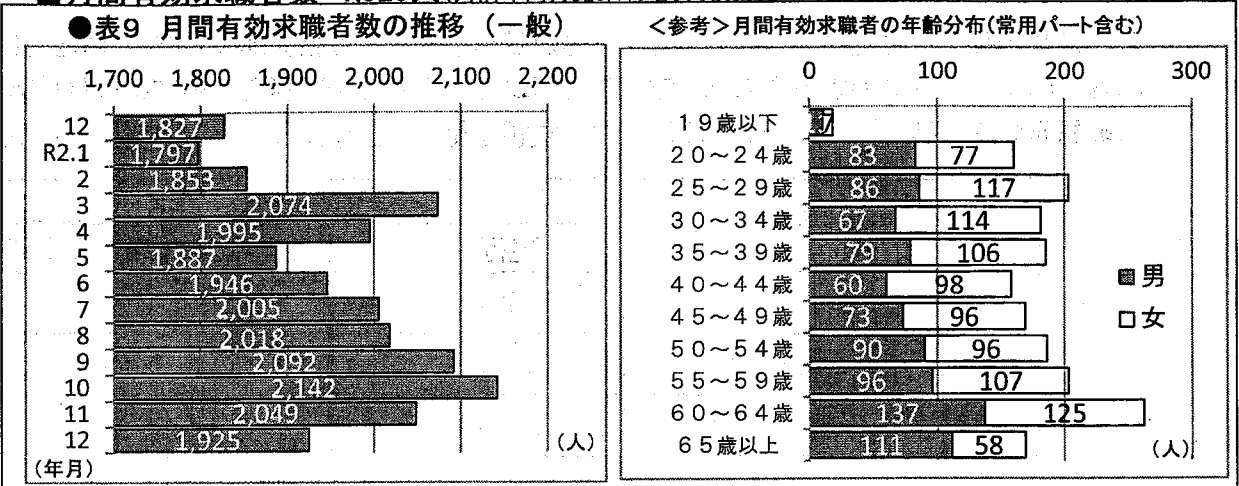
■新規求職申込件数 363件(対前年同月比10.1%減、対前月比0.3%増)(表7)



12月の新規求職申込件数254件(パートを除く常用。)を態様別に見ると、在職者が98人と最も多く、全体の38.6%を占めており、次いで自己都合離職者(構成比38.2%)、事業主都合離職者(同13.8%)、無業者(同7.1%)、定年到達者(同1.6%)となっています。(表8)



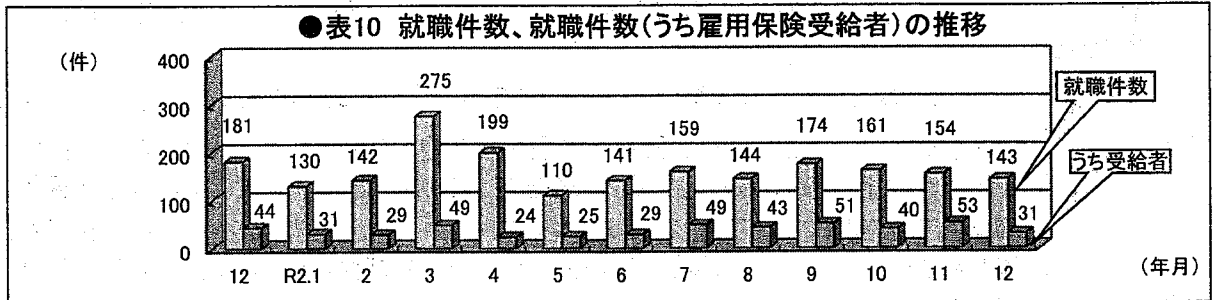
■月間有効求職者数 1,925人(対前年同月比5.4%増、対前月比6.1%減)(表9)



敷地内駐車場が満車の場合、第2駐車場をご利用下さい。

就職

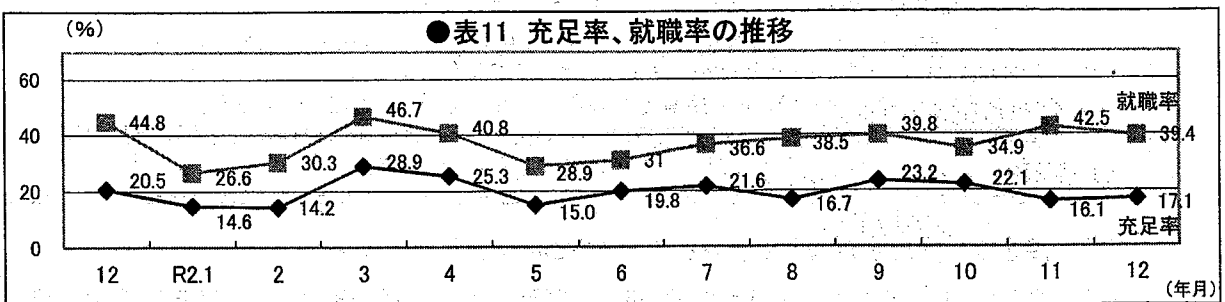
■就職件数 143件(対前年同月比21.0%減、対前月比7.1%減)  
 ■就職件数のうち保険受給者 31件(対前年同月比29.5%減、対前月比41.5%減)(表10)



充足率、就職率

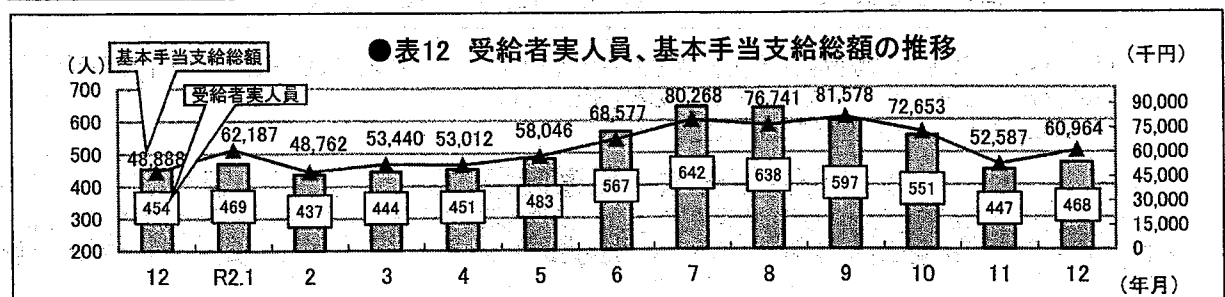
■充足率 17.1%(対前年同月比2.2ポイント増、対前月比1ポイント増)  
 ■就職率 39.4%(対前年同月比0.4ポイント減、対前月比3.1ポイント減)(表11)

充足率は、新規求人のうちどれだけ充足したかを示します。就職率は、新規求職のうちどれだけ就職したかを示します。



雇用保険

■雇用保険受給者(一般)実人員 468人(対前年同月比3.1%増、対前月比4.7%増)  
 ■雇用保険基本手当支給総額 60,964千円(対前年同月比24.7%増、対前月比15.9%増)(表12)



事業主のみなさまへ

## 令和3年3月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、令和3年3月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和3年3月1日以降
民間企業	2.2% ⇒	<b>2.3%</b>
国、地方公共団体等	2.5% ⇒	<b>2.6%</b>
都道府県等の教育委員会	2.4% ⇒	<b>2.5%</b>

また併せて、下記の点についてもご注意くださいよう、お願いいたします。

**留意点** 対象となる事業主の範囲が、**従業員43.5人以上に広がります。**

▶ 従業員43.5人以上45.5人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

### Q & A

**Q1. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？**

- A1.** ①令和2年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和3年4月1日から同年5月15日までの間）  
令和3年2月以前については現行の法定雇用率（2.2%）、  
令和3年3月のみ新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。  
②令和3年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和4年4月1日から同年5月15日までの間）  
新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。

**Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？**

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶ 「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000691446.pdf>

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の障害者雇用事例リファレンスサービスでは、障害者雇用について創意工夫を行い積極的に取り組んでいる企業の事例を紹介しています。

▶ URL：<https://www.ref.jeed.or.jp/>